

社会福祉法人西海市社会福祉協議会

介護職員処遇改善手当の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会の介護事業に従事する職員に対する介護職員処遇改善手当の支給に関する事項を定めるものである。

(支給対象職員)

第2条 介護職員処遇改善手当は次の要件に該当する職員に支給する。

(1) 介護職員として従事している全ての職員。

(介護職員処遇改善手当額)

第3条 支給する手当額は、毎月の介護職員処遇改善加算額等を、第2条に該当する職員の実労働時間に応じて支給する。

(支給期間)

第4条 介護職員処遇改善手当の支給期間は介護職員処遇改善加算を受ける期間とする。

附 則

この規程は、平成24年5月28日に制定し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年3月26日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月29日に改正し、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月19日に改正し、平成30年4月1日から施行する。